

## 令和6年度第4回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和6年7月9日(火) 午後2時30分開会

2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室

3 出席委員(15名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
3番	足立正道	4番	石渡文久
5番	牛玖良一	6番	鈴木孝徳
7番	林重孝	8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
13番	三門増雄	14番	兼坂仁
15番	石田和久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 令和6年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見  
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 康秀

主 査 大塚 孝

◎開 会

午後2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会の開催でございますが、令和6年8月8日（木）、会場は佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室におきまして、午後3時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和6年度第4回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

◎議長

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第2、会議録署名人の選任について、議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきまして、議長から指名させて頂きたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号 8 番 山崎宏委員、議席番号 9 番 立田正人委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第 3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 令和 6 年度第 4 次農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 令和 6 年度第 2 次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

以上、5 議案でございます。

本総会については、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。

事務局の説明をお願いします。

◎議案第 1 号の説明

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農業経営規模拡大のため、売買に伴う所有権の移転 2 件 3 筆について審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。

以上でございます。



○議長

ありがとうございました。  
それでは審議を行います。  
何か、ご質問等がありましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。  
お諮りいたします。議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。  
よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。  
続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

議案第2号につきましてご説明いたします。  
総会議案の2ページをご覧ください。  
農地法第5条の規定による許可申請4件について、千葉県知事への意見にあたり審議を求めるものでございます。  
それでは、議案第2号第1項につきまして説明いたします。  
申請者は、佐倉市●●の●●●●●●●●●●で土木建設業を営んでおります。  
今回、●●●●の発注工事を、●●●●●●●●●●が請け負うこととなりましたが、●●●●の用地内では施行することができないため、一時転用しようとするものです。  
申請にあたっては、佐倉市●●の●●●●●●●●●●さんの所有する●●●●の畑●●筆、田●●筆、計●●筆●●●●●●●●㎡を工事用地として一時転用するものです。  
なお、●●●●●●●●●●さんからは承諾が得られています。

施工後は、現状回復します。

申請地は、●●●●●から●●●●●方面に向かい●●●●●沿いの●●●●●地先です。申請地周辺は駐車場があり市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

#### ○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

#### ○申請人

●●●●●の●●●●●です。●●●●●様から依頼があり工事を計画しております。今回、農地を使用するということで農地転用申請をさせ頂きました。来年の3月31日までに工事を完了いたします。

#### ○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

#### ○立田委員

議席番号9番 立田です。

工事内容について伺います。

#### ○申請人

今現在、土留めがありまして地盤が悪く、傾いた既設コンクリート柵を直す工事です。

○立田委員

枕木がありますが、素掘側溝はない模様ですが、油漏れ等の心配はないですか

○申請人

油の心配はないです。

○立田委員

原型復旧で終了することになっているのですが、最終的にどのような形になるのですか。

○申請人

現在砂利引きになっていますので、砂利を敷いて現状復旧します。

○立田委員

砂利が飛ばないようにしてください。

○議長

他にございますか。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号第2項につきまして、ご説明いたします。



○立田委員

議席番号 9 番 立田です。

文化財調査について教育委員会との協議や結果について伺います。

○申請人

発掘調査は 4 月 10 日に完了して、若干の土器は出たと聞いていますが重要なものはありませんでした。

○立田委員

今回の土地利用では真ん中に旋回道路があります。周辺には福祉施設がございますが砂ぼこり等の対策についてはどう考えていますか。

○申請人

散水等を行い、注意してまいります。

○大田原委員

議席番号 11 番 大田原です。

県道には U 字溝がないため、雨の日には水浸しになってしまいます。

事業地内の手前側に U 字溝の替わりのようなものを設置していただきたい。

○申請人

申請者に伝え、要望が叶うよう努めます。

○大田原委員

自動車の解体等でオイルが漏れないようしてください。

○申請人

自動車解体の許可はありませんので、計画地で部品の解体はしません。オイルの抜き取りも行いません。

○議長

他にございますか。

無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第3項の説明について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号第3項につきまして、ご説明いたします。

申請者の●●県●●●●●●●●●●の●●●●●外1名は、親族、母である佐倉市●●●●の●●●●さんが所有する●●●●の畑●●●●m<sup>2</sup>に新たに木造平屋建ての専用住宅を建設するために転用を伴う使用貸借を設定しようとするものです。

申請地は、●●●●●●から●●●●●●方面に向かう市道沿いの●●●●地先です。周辺は住宅が点在している市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第3項許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。



———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第4項の説明について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号第4項につきまして、ご説明いたします。

申請者は、佐倉市●●の●●●●●●●●●●で造園業を営んでおります。

申請にあたっては、既存事務所の隣接地に、佐倉市●●●●●●●●●●さんが所有する●●の畑●筆●●●●●●●●㎡に新たに造園・土木資材置場を設置するため、転用を伴う所有権移転を設定しようとするものです。

申請地は、県道●●●●●●●●線沿いの●●●●●●●●●●地先で申請地には住宅地が隣接しています。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。許可要件につきましては、議案第2号第4項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、議案第2号第4項について、事務局より説明がありました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●です。

代理人の●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●です。私の方からご説明させていただきます。

今回、●●●●●●●●●●の資材置き場ということで、本店の隣接である畑に●●●●●●●●●●の資材置

き場を整備する申請をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○眞野委員

議席番号 2 番の眞野です。

この敷地内は傾斜になっていますが雨水の処理はできますか。

また、県道沿いということで盗難防止のためのフェンス等の設置はしますか。

○申請人

雨水排水関係ですが敷地内浸透を考えており、碎石を敷いてそのままの形の所、隣接農地が低くなる場所には土堰堤を構築し土砂の流出を抑えます。また、県道沿いは作業者の駐車場も含めて利用し、重機等はスロープの下の場所に置きますので、今のところフェンスをする予定はございません。

○立田委員

議席番号 9 番 立田です。

まず、文化財調査の関係で教育委員会との協議の進捗状況について教えてください。

○申請人

文化財は当該地に該当しないという回答をいただいております。

○立田委員

土地利用計画図には土留め、松丸太直径 90 となっておりますが、侵入防止策等を行わないのですか。また、土堰堤などの雑草対策はどのように考えていますか。

○申請人

侵入防止は、横矢板ではなく番線で対応します。雑草等は時期に応じて除草等を適宜行います。

○議長

他にございますか。無いようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案3ページをご覧ください。

申請者は、●●●●●●の●●●●●●で建設業を営んでおります。

令和●年●月●日付けで賃借権の設定で千葉県知事から資材置場用地の許可を受けていますが、地元要望により、盛土高さの変更、素掘り側溝、えん堤を築造、排水系統の整備を実施するものです。

そのため、前回許可の計画に変更が生じることから変更申請を行うものです。

筆数、面積に変更はありません。

申請地は、●●●●●●●●●●からくる市道と県道●●●●●線との交差点近くの●●●地先です。市街化調整区域内の10ha未満の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。

議案第3号につきましては、太田原委員に関係する案件でございますので、佐倉市農業

委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

———（委員退席）———

○議長

それでは関係委員が退席されましたので、審議を行います。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

○申請人

●●●●●●●●●●の●●です。

計画変更申請についてですが、面積の変更はございません。盛土の高さ、排水関係の変更となります。印旛土木事務所より県道に排水を流さないよう指導がありましたので、事業地内に素掘り側溝を整備いたします。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○立田委員

議席番号9番 立田です。

変更前はネットフェンスがありましたが、計画変更後はありませんが。

○申請人

入口の変更はありますが、ネットフェンスは計画していません。

○立田委員

法面の崩落防止や雑草対策、県道への土砂の流出対策について、2点お聞きします。

○申請人

北部林業事務所から法面には植栽をするよう指導を受けております。また、土砂流出は素掘り側溝で対応します。

———（発言者なし）———

○議長

他にございませんか。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞様でした。

———（申請人退席）———

○議長

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、許可相当と決しました。

太田原委員を入室させてください。

———（委員入室）———

○議長

続きまして、議案第4号 令和6年度第4次農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

◎議案第4号の説明

○事務局長

議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案4ページをご覧ください。

令和6年度第4次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化

促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしまして、使用貸借権の設定は2件、7筆、賃貸借権の設定は10件、28筆、61,996㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案 4ページから8ページをご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。

何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

#### ○議長

ないようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

#### ○議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、承認と決しました。

続きまして、議案第5号 令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### ◎議案第5号の説明

##### ○事務局長

総会議案9ページをご覧ください。

令和6年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農地の賃借を行うための農地地利

用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会、農地中間管理機構から市長に依頼されたものです。また、同条第3項の規定により農用地利用集積促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴取するものです。

利用権の種類といたしまして、賃貸借権の設定は1件、2筆、2,337㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案9ページから12ページをご参照の程、お願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。

何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

#### ○議長

ないようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

#### ○議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定と決しました。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

#### ○事務局長

報告事項ですが、総会議案13ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による相続に関する届出が6件。

総会議案14ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出が2件。

総会議案15ページ、16ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出が6件。

総会議案 17ページ、18ページをご覧ください。地目変更登記に係る法務局からの意見照会が5件となっております。

以上、報告いたします。

○議長

本日も提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。